

熊取町歩道舗装修繕計画

熊取町都市整備部道路課

平成25年12月

(令和2年11月更新)

目 次

1. 背景・目的	1
2. 修繕の優先順位について	
・ 策定方針	1
・ 第一段階評価	2
・ 第二段階評価	4
・ 第三段階評価	5
・ 第四段階評価	6

1. 背景・目的

熊取町では、現在36.7kmの歩道を管理しているが、経年変化による歩道舗装の損傷・劣化が進行していることから修繕箇所は年々増加する傾向である。

これらを踏まえ、継続的かつ計画的な維持修繕の実施を目的とし、「熊取町歩道舗装修繕計画」において、通学児童の歩道利用状況を加味することにより、客観的かつ総合的に修繕の優先順位を決定し、計画的に歩道舗装修繕を促進することを目的とする。

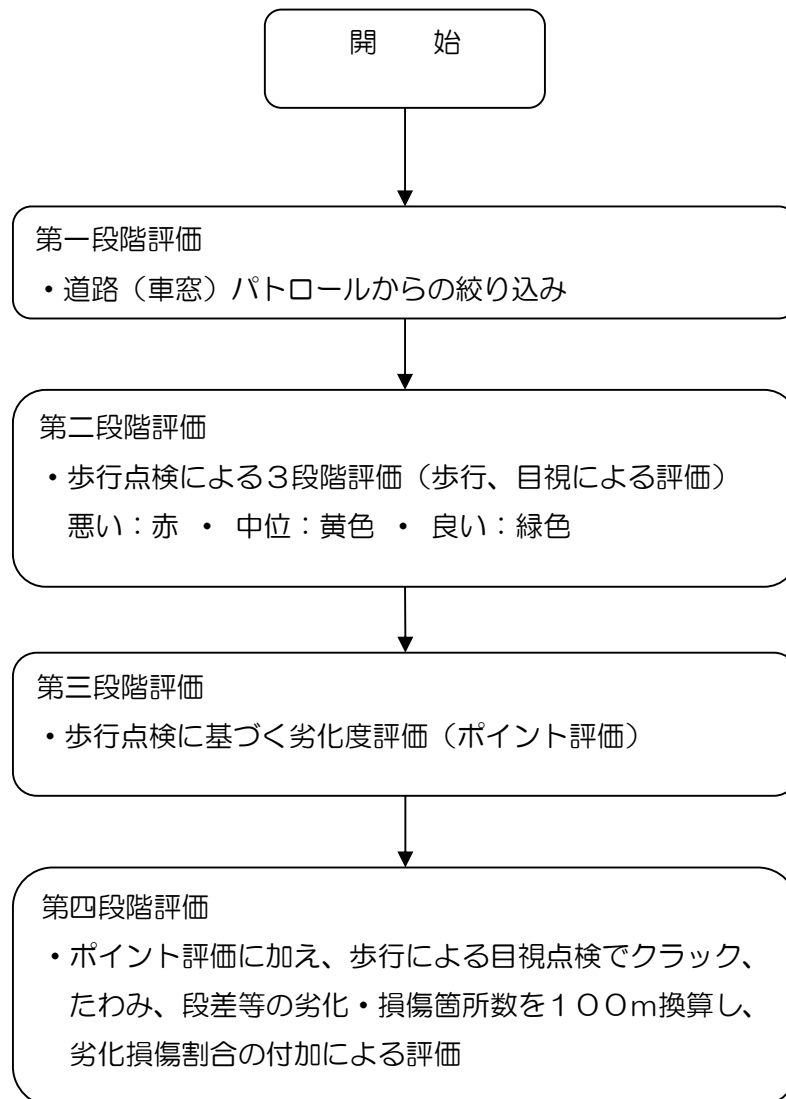
計画においては、年度別実施計画（年次計画）を策定し、事業推進に努めるものとする。

2. 修繕の優先順位について

・策定方針

計画策定においての実施計画は、舗装の劣化度（損傷状態）により施工優先順位を決定する。

劣化度とは、現地調査において舗装の損傷状態を評価したもので値が大きいほど状態が悪いものである。

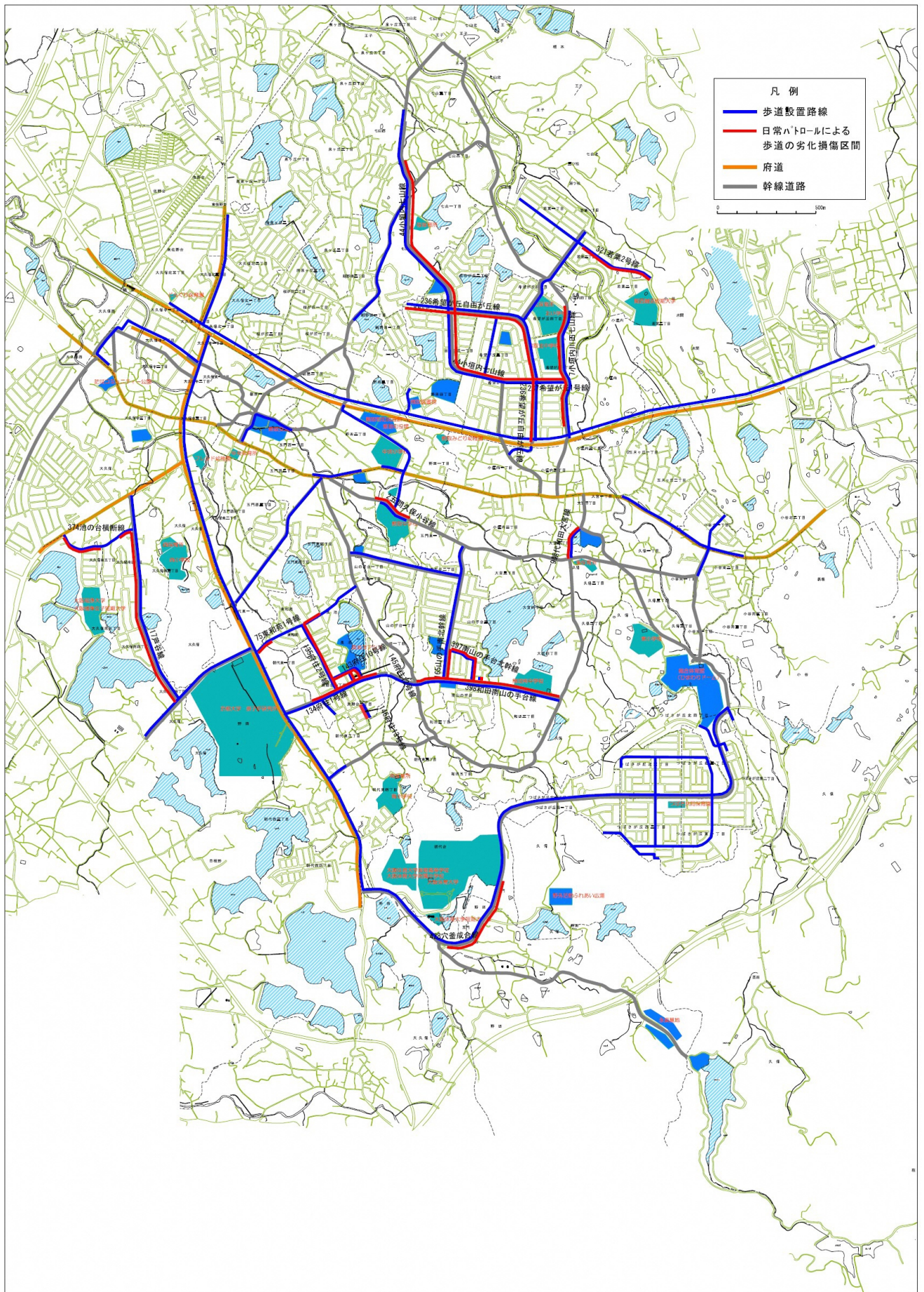


- 第一段階評価 L = 10.2 km (← 36.7 km)

日常パトロールにより抽出された歩道は以下のとおりである。
路線において劣化のみられる位置を次頁に示す。

- 町道五門久保小谷線
- 町道小垣内川田七山線
- 町道朝代和田大宮線
- 町道芦谷線
- 町道小垣内七山線
- 町道東和苑 1 号線
- 町道府住 1 号線
- 町道府住 2 号線
- 町道府住 10 号線
- 町道府住 12 号線
- 町道府住 13 号線
- 町道府住 20 号線
- 町道山の手南北幹線
- 町道山の手台 14 号線
- 町道希望が丘自由が丘線
- 町道希望が丘 1 号線
- 町道若葉 2 号線
- 町道池の台横断線
- 町道南山の手台北幹線
- 町道和田南山の手台線
- 町道穴釜成合線
- 南山の手台地区内道路
- 野田泉佐野線

日常パトロールにおける歩道劣化損傷区間



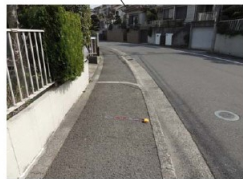
• 第二段階評価 L=7.7 km (←10.2 km)

歩行点検による3段階評価（歩行、目視による評価）

悪い：赤色 ・ 中位：黄色 ・ 良い：緑色

中位以上（赤色、黄色：L=7.7 km）を修繕対象とする。

(例)



・第三段階評価

歩行点検に基づく劣化度評価（ポイント評価）

劣化度・・・舗装のたわみ、ひび割れおよび路面状況などから劣化度を点数化する。

○歩きやすさを図るうえでは、段差、たわみの影響が大きいことから、段差、たわみの評価について、最大3ポイントとしている。








○路面状況については、経過年数等に劣化度合いを図る指標として、最大を2ポイントとしている。

○児童の通行を評価し、通学路路線を1ポイントとし、その他、水溜りなど、歩行者においておおきな支障となる状況や、緊急性などについて2ポイントの加点により評価する。

判定【劣化度】 路面状況劣化度判定基準

判定項目	判定の指標	劣化判定度（ポイント）
1. 段差・たわみ	小さい：1cm未満 わだち、クランク段差、蓋段差等	大：3、小：2、無：0
・歩きやすさに着目した判定。		
2. 路面状況（表面）	骨材の浮出しの状況 普通：水が平滑に流下	大：2、中：1、小：0
・経年劣化の判定。		
3. その他特記事項	急な坂道、水溜り、浮上がり、 緊急性等	歩行者が多い場所で発生：2、少ない場所で発生：1
・歩行者通行において支障となる上記以外の危険要因。		
4. 通学路に該当	指定通学路に該当する。	該当：1、非該当：0
・通学児童の利用に着目した加算ポイント。		

・ 現場踏査 により上記 1～4の項目のポイント合計により路線の劣化度判定を行う。

骨材の浮出し程度	判定	段差・たわみの程度	判定
	大		大
	中		小
	小		無
	良	凹凸があるが歩行性に支障が無い	

・第四段階評価

優先順位の設定

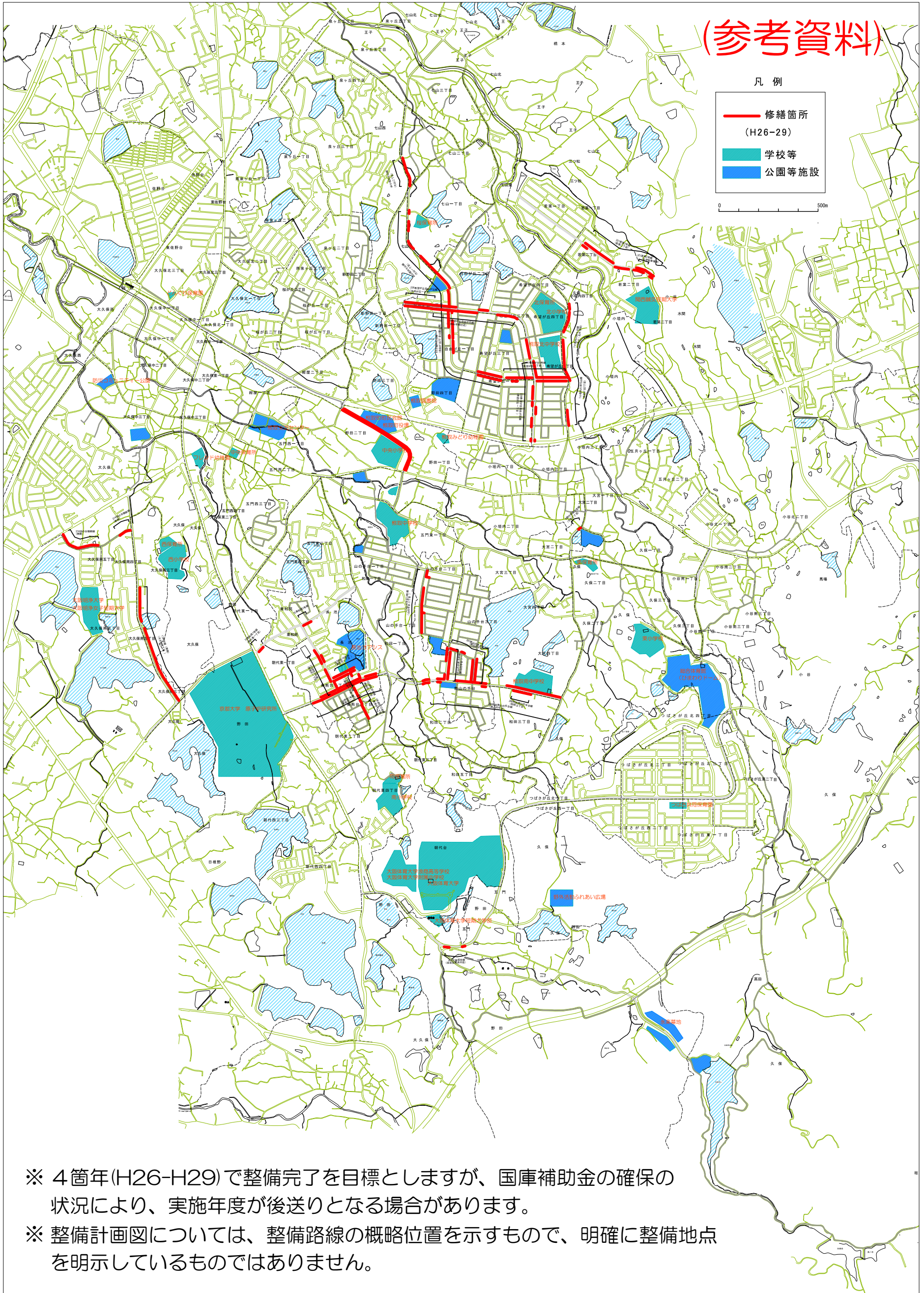
ポイント評価に加え、歩行による目視点検でクラック、たわみ、段差等の劣化・損傷箇所数を100m換算し、劣化損傷割合の付加により評価する。

判定ポイントが同位である場合は劣化損傷割合（劣化損傷箇所/100m）が高いものを優先し修繕を進める。

修繕優先順位	路線名	ポイント	劣化損傷割合 (箇所/100m)	備考
1	町道 A線	8	5.00	
2	町道 B線	7	8.00	
3	町道 C線	7	4.09	
4	町道 D線	7	2.80	
5	町道 E線	6	2.50	
6	.	5	10.00	
7	.	5	10.00	
8	.	5	3.84	
9	.	5	3.33	
10	.	4	4.13	
11	.	4	3.88	
12	.	4	3.70	
13	.	4	3.60	
14	.	4	3.56	
15	.	4	3.40	
16	.	4	3.33	
17	.	4	3.33	
18	.	4	3.13	
19	.	4	2.41	
20	.	4	2.20	
21	.	3	3.64	
22	.	3	3.16	
23	.	3	3.06	
24	.	3	2.67	
25	.	3	2.65	
26	.	2	1.67	
27	.	2	0.95	
28	.	1	2.86	
29	.	1	0.00	
30	.	1	0.00	
31	.	1	0.00	
32	.	1	0.00	

歩道舗装修繕計画図

(参考資料)



凡例

- 修繕箇所 (H26-29)
- 学校等
- 公園等施設

0 500m

※ 4箇年(H26-H29)で整備完了を目標としますが、国庫補助金の確保の状況により、実施年度が後送りとなる場合があります。
※ 整備計画図については、整備路線の概略位置を示すもので、明確に整備地点を明示していません。